

平成28年度
広島県発達障害ペアレントメンター事業
～市町説明会～

報告書

平成29年3月

実施：特定非営利活動法人広島自閉症協会

～ 目次 ～

序文 「療育」から「発達支援」へ

第1編 改正発達障害者支援法における家族支援

第2編 ペアレントメンター、ペアレントメンター事業とは

第3編 広島県におけるペアレントメンター事業の方向性について

資料編 広島県ペアレントメンター事業実施要綱（案）H28.11.1版
他地域の事例

- 参考資料 ○ペアレントメンター事業の推進団体
○参考図書について

序文 「療育」から「発達支援」へ

○地域社会で「育ち」を支えるということ

昭和から平成の変わり目で、共働き世帯数と専業主婦世帯数がほぼ同数となってから、10年程はほぼ拮抗して推移していたが、世紀の変わり目頃より男女共同参画社会への意識変化だけでなく、経済的な要因も含めた様々な背景のもとで共働き世帯数は年々増加し、2015年には専業主婦世帯の1.5倍以上となった。

また、ひとり親世帯もこの25年間で約1.5倍に増え、児童がいる世帯に占める割合も4%から7.6%とほぼ倍となっている。さらに、子育てと高齢介護が重なるなど、子どもに障害のあるなしに関わらず、子ども・家庭を取り巻く環境は大きく変わり、「子育て」に多くの親が難しさを感じる時代へととなっている。

発達障害など、生来的に「育ち」と「子育て」において困難さのある子のいる家庭において、上記の課題が顕在化、先鋭化し困難事例へと発展やすいのは当然のことと言える。それ故に、発達に課題のある子の養育者に「療育」指導・支援をすることに留まらず、「育ち」のベースキャンプである「家庭（家族・養育者）」を地域社会で支援し「育ち」を支えるといった、広義の療育＝「発達支援」の充実が求められている。



○広島県でのペアレントメンターへの取組は・・・

平成28年に改正施行された発達障害者支援法においても、家族等への支援について、一層の関心と充実の必要性が示されている。また、当事者家族間での共助的活動への支援が必要である旨も明示された。

具体的な家族支援として、厚生労働省では、(1)ペアレントトレーニング、(2)ペアレントプログラム、(3)ペアレントメンターを取り上げ、推進を図っている。

(もちろん、こうした保護者の子育て力の向上への支援だけでなく、経済的なサポート、生活支援等、家族支援の範囲はもっと広い。)

そのなかで、診断間もない保護者に対して、障害のある子の子育てへの不安を和らげて、子育てへの自信回復に有効とされる、ペアレントメンター事業は、親による親支援の取組みとして広がり期待されている。

広島県での発達障害児・者家族への支援の現状を振り返ると、(1)ペアレントトレーニングについては、単発的な動きや別の形態での取組みはあるものの、まだ実効性を十分に感じられない状況である。また(2)ペアレントプログラムおよび(3)ペアレントメンターについてはほぼ手が付けられていない状況といえる。

特定非営利活動法人広島自閉症協会では、従前より家族支援の充実を訴えてきた。当協会の自主活動としても、療育相談会の開催、保護者同士の茶話会や療育・子育てに関する研修会、ならびに一般に向けての啓発セミナー等継続して取り組んでいる。その一環として、平成28年度においては広島県とも協働し、広島県でのペアレントメンター事業の導入を目指して、下記の2つの事業に取り組んだ。

1. 広島県ペアレントメンター導入検討事業（広島県委託事業予算 281 千円）
県内各市町の発達障害支援担当部局に、ペアレントメンターに関する理解促進、ペアレントメンター事業の現況と広島県での取組方針を理解し、各市町でペアレントメンター事業導入推進のための説明会を開催した。
（2回・H28年6月および11月、本報告書の発行）
2. 家族支援従事者養成プログラム（損保ジャパン日本興亜財団助成 500 千円）
県内関係者にペアレントメンター事業を含む家族支援の従事者を養成することを目的に、セミナー（2回・H28年6月、H29年4月予定）、ペアレントメンター事業コーディネーター導入研修会（H29年1月）を開催した。

本報告書は、1の広島県ペアレントメンター導入事業における市町説明会資料を元に、広島県ならびに県下市町での今後のペアレントメンター事業展開におけるリファレンスとしての活用を念頭にまとめたものである。

関係者の一助となれば幸いである。

平成29年3月

特定非営利活動法人広島自閉症協会
理事長 小野塚 剛

ペアレントメンター事業(H28～)

H28年度 体制整備の開始

【目的】 広島県におけるペアレントメンター事業の体制整備に係る検討を行う。

	H28. 4-6月	7-9月	10月-12月	H29. 1月-3月
市 町		ペアレントメンター事業の実施について検討		
ペアレントメンター事業 (広島自閉症協会へ委託)	第1回市町説明会 (6/15)		第2回市町説明会 (11/1)	
県		7月 市町等へ調査 (発達障害関係施策調査)	次年度予算検討	
広島自閉症協会	公開セミナー (6/11)		ペアレントメンターコーディネーター 導入研修会(1/15)	関連セミナー (4/1)
県発達障害者支援センター	地域支援体制マネジメント事業による市町支援			

H29年度～ 推進体制の整備

- ①市町等関係者会議の開催
- ②家族支援体制に必要な人材を養成するための研修の実施
 - ペアレントメンターコーディネーター・インストラクター研修
 - ペアレントメンター養成研修 等

平成28年度ペアレントメンター事業市町説明会 実施次第

第1回: 《日時》平成28年6月15日(水) 14:00~16:45

《場所》合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)
北棟5階 研修室B (広島市中区袋町6番36号)

1. 説明「発達障害児(者)支援施策に係るペアレントメンター事業について」
報告者 広島県健康福祉局障害者支援課地域生活・発達障害グループ
事業調整員 渡邊 かおり
2. 講義「広島県におけるペアレントメンター事業について」
講師 一般社団法人日本自閉症協会理事
特定非営利活動法人広島自閉症協会理事長 小野塚 剛
3. ワークショップ
進行 一般社団法人日本自閉症協会理事
特定非営利活動法人広島自閉症協会理事長 小野塚 剛

第2回: 《日時》平成28年11月1日(火) 14:00~17:00

《場所》広島県庁農林庁舎1階 101 会議室

1. 説明「広島県におけるペアレントメンター事業について」
講師 一般社団法人日本自閉症協会理事
特定非営利活動法人広島自閉症協会理事長 小野塚 剛
2. 事例紹介「熊本県のペアレントメンター事業の状況について」
講師 熊本県北部発達障害者支援センター「わっふる」 木佐貫 奈々
3. 質疑応答及び意見交換

主 催 特定非営利活動法人広島自閉症協会, 広島県

第 1 編

改正発達障害者支援法における家族支援

改正 発達障害者支援法

平成28年8月1日から施行！

平成17年に施行された「発達障害者支援法」が、今年、改正されました。

発達障害って何？

調査では9割近い人が「発達障害」を知っているとされますが、
では**具体的には？** ご存じですか？

必要なことは？

発達障害の方には、周囲の支援や配慮が必要です。
発達障害に対する**正しい理解と普及が求められています！**

法改正でどうなるの？

「発達障害者支援法」改正のポイントは、下の3つ。

1人1人の発達障害者の、日常生活や社会生活を支援します。

「改正発達障害者支援法」3つのポイント

1

ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。

2

家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの**規定の改正**を通じて、きめ細かな支援を推進します。

3

地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、**地域における支援体制を構築することを目指します。**
また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

【東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー】

毎年4月2日は、国連の定めた「世界自閉症啓発デー」です。 (Licensed by TOKYOTOWER)
自閉症をはじめとする発達障害への理解啓発の一環として、全国各地でライトアップイベントが行われます。

▶ 発達障害に関する情報は「発達障害情報・支援センター」の
ホームページをご覧ください。

発達障害情報・支援センター

検索

「発達障害情報・支援センター」では、ご本人、ご家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害に関わる方（支援者）などに対して、発達障害に関する情報をわかりやすく提供しています。

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成17年の施行後、約10年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正

第1 総則

- (1) 目的(第1条)
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)
発達障害者の支援は
①社会参加の確保の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
②社会的障壁の除去に資する
③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)
個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)
個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)
公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)
国際的動向等を勘案し、知的発達に疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

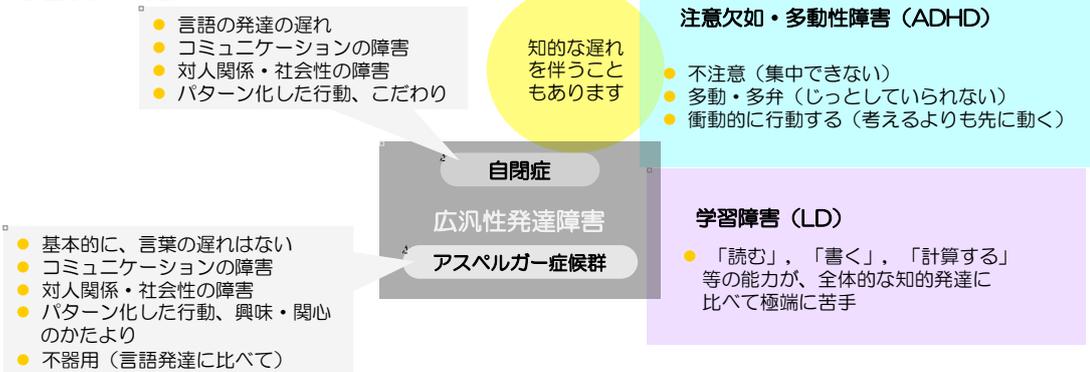
発達障害の定義

(法第2条関係)

定義(第2条)

- この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

発達障害の特性



※注意欠陥多動性障害については、近年、欠陥という言葉が好ましくないという考えもあり、「注意欠如・多動性障害」と言い直されている例もあります。以降、このハンドブックでは「注意欠如・多動性障害」と表記します。

引用一部改編:厚生労働省発行「発達障害の理解のために」

児童の発達障害の早期発見等

(法第5条関係)

児童の発達障害の早期発見等 (法第5条)

- 市町村は、母子保健法第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない
- 市町村の教育委員会は、学校保健安全法第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない
- 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、**情報提供及び助言**を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする
- 市町村は、対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない
- 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする

改正する法律案に対する附帯決議 (平成28年5月24日 参議院厚生労働委員会)

- 小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりやすく周知すること。
- 特に、教育の現場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。

発達障害者の家族等への支援

(法第13条関係)

発達障害者の家族等への支援（法第13条）

- 都道府県及び市町村は、**発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等**のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族**その他の関係者**に対し、相談、**情報の提供**及び助言、**発達障害者の家族が互いに支えあうための活動の支援**その他の支援を適切に行うよう努めなければならない

改正する法律案に対する附帯決議（平成28年5月24日 参議院厚生労働委員会）

- 発達障害と診断された者及びその家族が適切な支援を受けることができるよう、**ペアレントメンター等による心のケアも含めた相談・助言体制構築の支援を強化すること。**
- その際、個々の障害の特性や家族状況に対応できるよう、夜間等の相談・助言体制の構築についても留意すること

* ペアレントメンター：

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

参考：新旧対比（第13条）

・ 旧（発達障害者の家族への支援）

- － 第13条 都道府県及び市町村は、**発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため**、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対して、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

・ 新（発達障害者の家族等への支援）

- － 第13条 都道府県及び市町村は、**発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため**、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族**その他の関係者**に対し、**相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援**その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(参考) 厚生労働省の発達障害支援施策における「ペアレントメンター」の位置づけ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

発達障害者支援施策の概要

1 発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害者支援体制整備

都道府県・指定都市において、発達障害者やその家族に対して、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健所、保育所などの支援関係機関のネットワークを構築するとともに、ペアレントメンター（※1）の養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツール（※2）の導入を促進する研修会などの実施、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニング（※3）や当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）（※4）の普及を推進しています。また、地域における発達障害児者の支援体制と社会参加を促す観点から、市町村や事業所への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などを行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターなどに配置することにより、地域支援機能の強化を図っています。

- ※1 ペアレントメンター：発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。
- ※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認ツール。
- ※3 ペアレントトレーニング：発達障害者の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。
- ※4 ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）：発達障害者が集団生活を送る上で必要なノウハウを身につけるための支援。

【障害保健福祉部】

(厚生労働省ホームページより)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/gaiyo.html

1 発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害者支援体制整備

都道府県・指定都市において、発達障害者やその家族に対して、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健所、保育所などの支援関係機関のネットワークを構築するとともに、**ペアレントメンターの養成とその活動を調整する人の配置**、アセスメントツールの導入を促進する研修会などの実施、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニングや当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）の普及を推進しています。

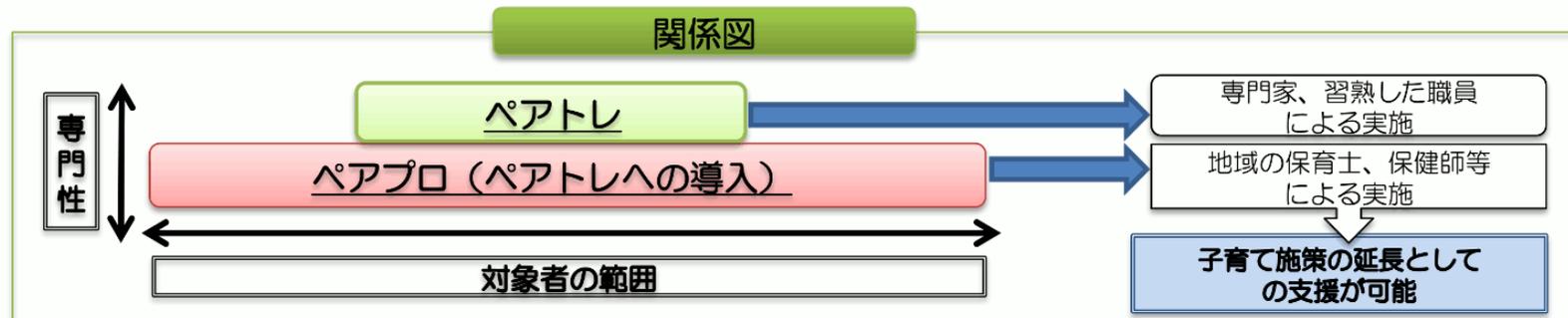
厚生労働省では 2010 年頃より、「ペアレントメンター」を発達障害者の地域支援体制の中で、アセスメントツールの整備、ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニングとともに、有効な支援手段として位置づけて「ペアレントメンター」を活用する体制の整備を促してきた。

家族支援

(法第13条関係)

◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



人材育成

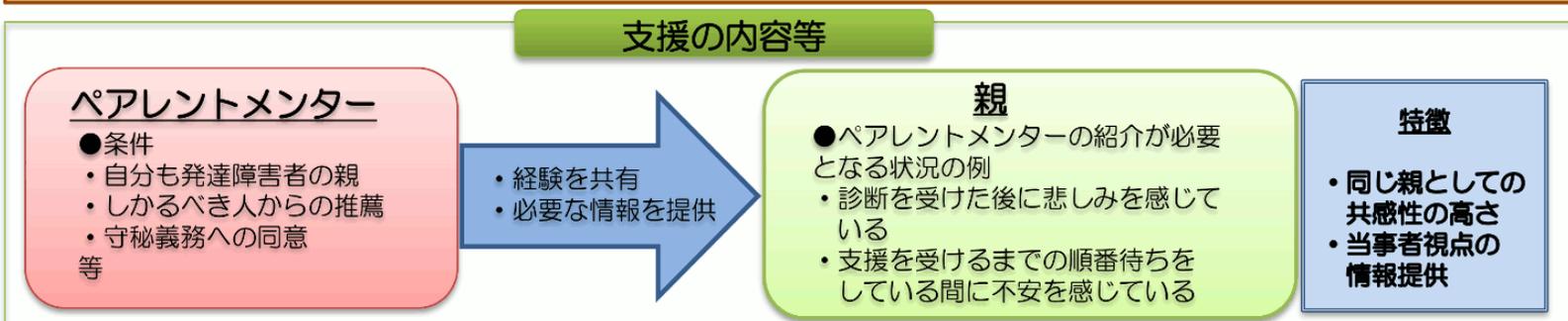
事業実施

(都道府県地域生活支援事業)
発達障害者支援体制整備

(市町村地域生活支援事業)
巡回支援専門員整備

◎ペアレントメンター

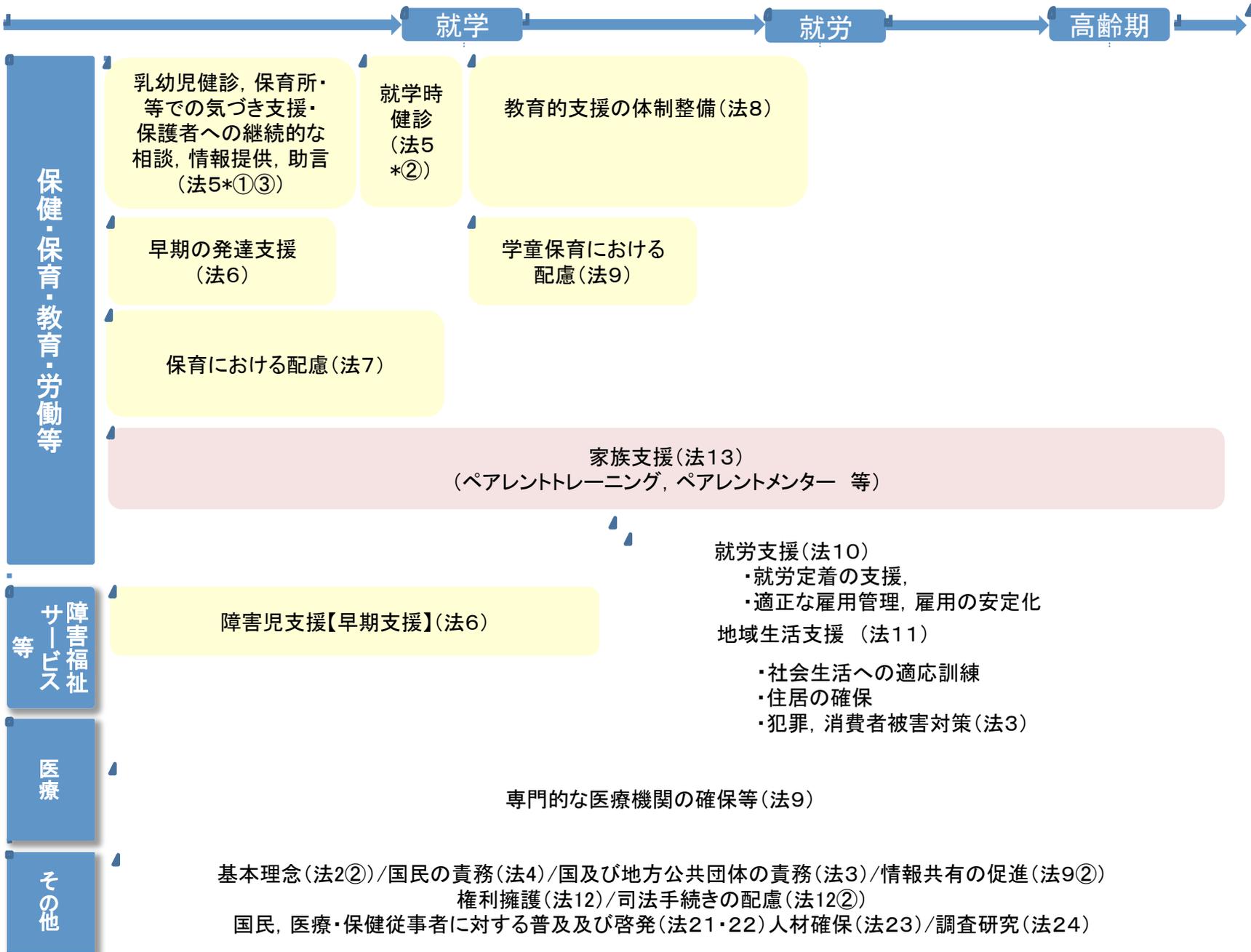
発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



(都道府県地域生活支援事業)
発達障害者支援体制整備

発達障害者支援法に基づく支援等の全体のイメージ

(厚生労働省資料を改変 H28.5)



医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の連携及び消費生活・警察等機関との協力体制 (法3)

発達障害者支援センターによる情報提供・研修・連絡調整等 (法14)

発達障害者支援地域協議会 (法19②)

第2編

ペアレントメンターとは
ペアレントメンター事業とは

ペアレント・メンターとは

メンターとは？

- * 企業等の人材育成でも注目される「メンター」
 - * **成功体験**を実現するための
お手本(ロールモデル)を見せる
 - * 成功体験の楽しさ・やりがいを「**語る**」
 - * ⇒どうするかを「**自分で考える**」支援をする
- * トレーナー・コーチとの違い
 - * やり方を教えたり、押し付けたりするのではない
 - * 相談者自身がやり方・解決を発見・創造する

こぼれ話:メンターの由来

- * メンターという言葉は、古代ギリシャの詩人ホメロスの叙事詩叙述詩『オデュッセイア(The Odyssey)』の登場人物である「メンートル(Mentor)」という男性の名前にその語源があります。
- * メンートルは、オデュッセウス王に王の息子の教育を託され、良き指導者、良き理解者、良き支援者としての役割を果たしたと歌われています。
- * この由来に基づき、メンートルが英語では、メンター(Mentor)と言われるようになりました。

* (参考:国際メンタリング&コーチングセンター<http://www.smartvision.co.jp/mentor.html>)

「メンタル」とは語源上、無関係

ペアレント・メンターとは？

- * 人材育成における「メンター」と違うところは、
 - * 「成功」のお手本である必要はない
⇒「**同じ**」立場に居る者としての目線
 - * 成功体験を「語らない」⇒「**傾聴**」に徹する
 - * 気持ちを受け止める心理的なサポーター
- * 人材育成に「メンター」と同じところは、
 - * やり方を教えたり、押し付けるのではない
 - * **自分のなかにある考えを整理することを導く**

ペアレントメンターとは？

～厚生労働省の説明文より

支援法13条の改正
「発達障害児」→「発達障害者」
大人の発達障害も…？

- * ペアレントメンター：
 - * 発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

～心のケア～
「助言」のひと言では
言い表せないが…

ペアレント・メンターとは？

*「経験を活かし、助言をおこなう」という意味

- * 「成功」のお手本である必要はない
⇒「**同じ**」立場に居る者としての目線
- * 成功体験を「語らない」⇒「**傾聴**」に徹する
 - * 気持ちを受け止める心理的なサポーター
- * やり方を教えたり、押し付けるのではない
 - * **自分のなかにある考えを整理することを導く**

ペアレント・メンターの役割

子育てへの安心感を与える

- * “同じ”親の立場・視線で、
子育てへの希望を取り戻す支援を行なう
- * 子育てのしんどさ・とまどいなどを共感する
- * 子どもの成長を感じる楽しさを伝える
- * 将来への見通し・希望を示唆する
- * 地域の支援リソースなどの情報提供
- * 専門機関への相談に向かうきっかけづくり

ペアレント・メンターの機能と要件(資格)

同じ目線

共感

(積極的)傾聴

プロでないこと
(基本ボランティア)

子どもが発達障害の
診断を受けていること

養成研修を
受けること

とりあえず家庭が
安定していること

親の会で活動している

「共感」について・・・

- * 「障害児の親」というだけで、誰とでも、何時でも、「共感」できる訳ではない
- * 「障害 プラスα」ではない
「日常生活 プラスα、・・・(障害も含む)」
- * “同じ”障害児の親であるがゆえに、「共感」に失敗した場合には、致命的な失望感にもつながる
 - * 養成研修、メンターへのサポート体制、マッチング、相談コーディネートの重要性

「傾聴」

・・・ちょっとした違いですが・・・

- * 先輩保護者の
お話を聞いてみませんか？
→茶話会・講演会(話し方)
- * 先輩保護者に
お話を聞いてもらいませんか？
→ペアレントメンター(聴き方)

プロ(専門家)を目指す必要はない

- * 「同じ目線」で「共感」するには、むしろ「専門家」であることが壁になる
 - * 「あるべき」が先立ち「ありのまま」に見えない
- * 「解決策を示さなければならない」という呪縛
 - * **悩みは解決されなくてもよい！**
- * 「専門家」では「共感」してはいけないことも、親の立場では「共感」しても許される

こどもが発達障害の診断を受けていること

- * 「腑に落ちる」ということ(実体験のちから)
 - * 親にしかわからないことはあるし、それに寄り添うニーズが、メンターの存在意義
- * 公助活動としての責任
 - * 決めるのは本人だが、ペアレント・メンターは、診断を受ける方がよいという姿勢で取り組むもの

養成研修をうけること

- * 「傾聴」「共感」の研修・トレーニング
- * 事業の運営方針・ルールを理解し、遵守する。
 - * 守秘義務・個人情報保護の理解も含む
- *ペアレント・メンターとして、「できないこと」「してはならないこと」をわきまえる。
- *メンター自身の子育て・生活を豊かにする。



ペアレント・メンターNG集

- * 単独行動・個人的にメンターとして活動する
- * 他言は無用（守秘義務の厳守）
- * 診断的な言動、相談者を批判・批評
- * 他者や相談機関を一緒になって非難する
- * 専門職の業務（プロがやるべき仕事の代行）
 - * ×相談支援業務 →あくまでも自発行動を促す
- * 同行・代理業務（含む代理人としての交渉）
- * 相談者の私生活への介入

とりあえず、家庭が安定していること

- * ペアレント・メンター自身が、心身や日常生活で不安を抱えていては、人の話を「傾聴」し相談にのることはできない。
- * ペアレント・メンター自身が、精神不安定だと「共依存」「過度な同調」等の問題につながりやすい。 **共感 は 同調することではない**
- * ペアレント・メンターをすることが、現実逃避の手段になりかねない

親の会で活動していること が望ましい

- * **組織のなかで動く**ということが理解できている。
- * 個人のわずかな事例だけでなく、他の家族の事例についても見聞している。
- * 親同士の**インフォーマルネットワーク**、**非公式な情報網**を持っている。
- * 障害に対して、**比較的ポジティブな考え方**ができる。(習性となっている。)
- * **(反面)専門家なみに「障害」に馴れ過ぎ。**

ペアレント・メンター事業とは



ペアレント・メンター事業とは



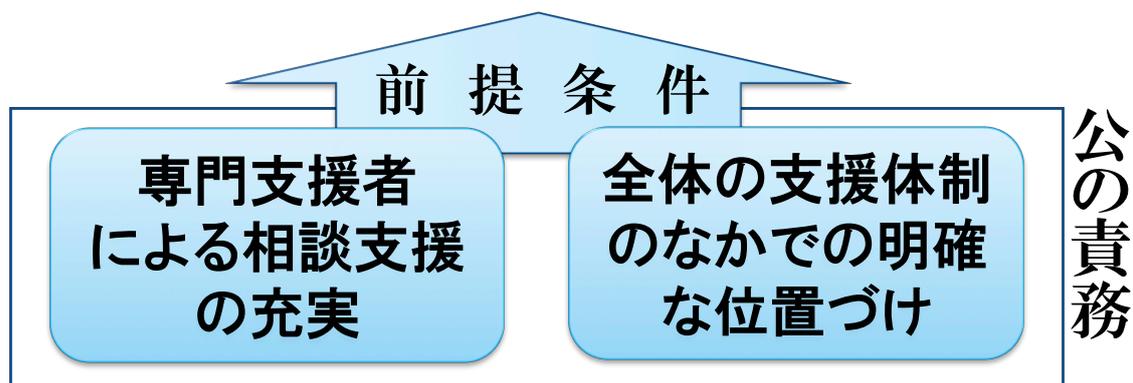
- * ペアレント・メンターを活用し、心理的不安から具体的な発達支援に踏み出せずにいる保護者に寄り添い、障害のある子の**子育てへの前向きな気持ちを導き出す**ための養育者支援事業
- * 「保護者が(既に持っている)子育てへの**前向きな気持ち**」を後押しすること

保護者(家族)支援体制のなかで ペアレントメンター事業を位置づける

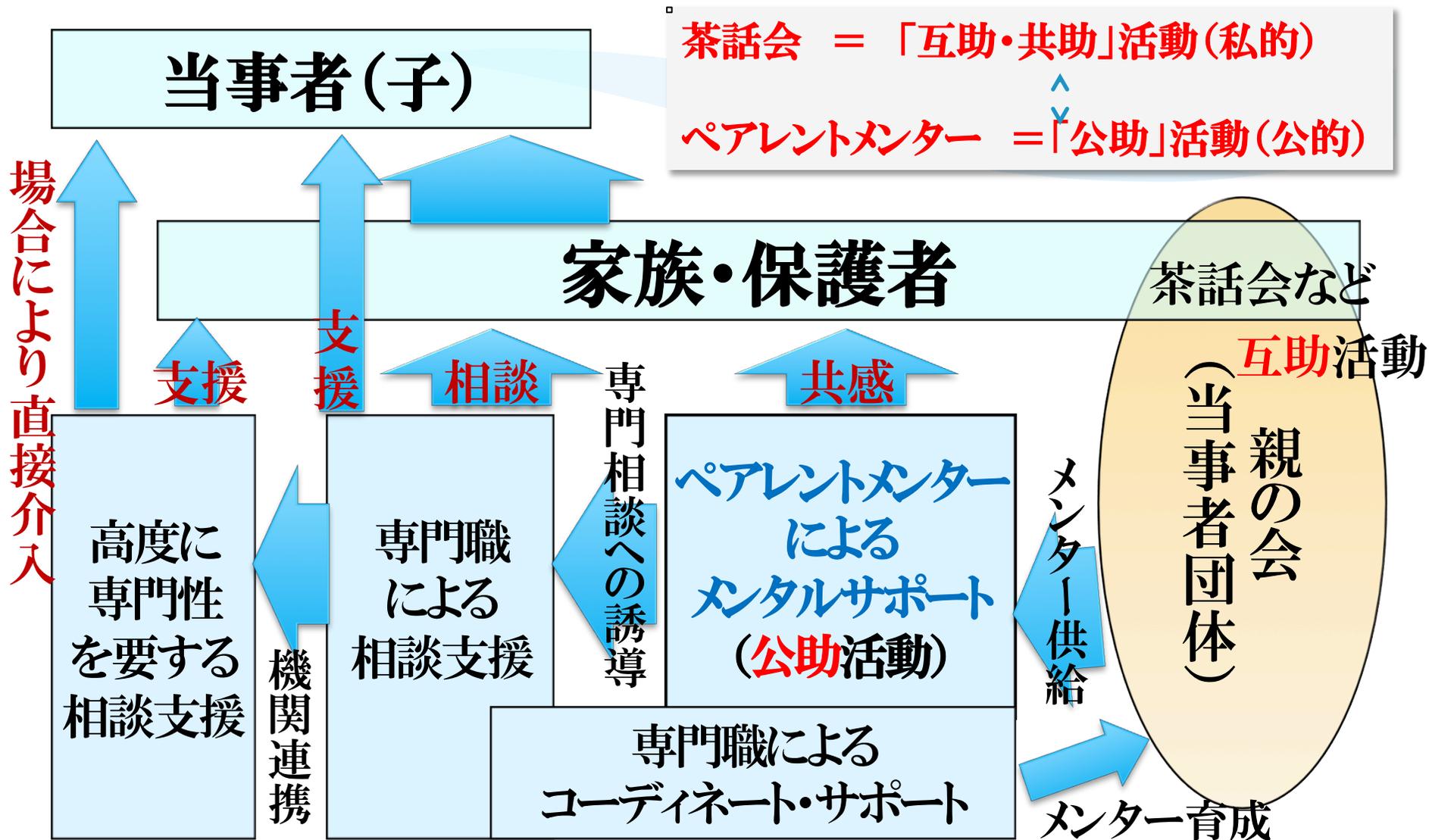
- *ペアレント・メンター事業単独での効果を期待しない。
- *保護者支援ニーズのすべてに対応できる訳ではない
- *ペアレント・メンター自身が、支援を必要としている保護者・家族である
- *療育を卒業した存在ではない！

ペアレント・メンターは互助・共助ではない
（「公助」であるということ）

- *「親による親支援」だが、
親だけでやるものではない



ペアレント・メンターに関わる 保護者支援の概念図



(余談)多面化する家族支援

* 子育てとキャリア形成

- * 1億総活躍の「1億」に、障害児の親は入らないのか
- * 「療育(子との時間)」と
「働く人(親)のキャリア形成(働き甲斐)」

* 親をとるか、子をとるか

- * 「終わらない子育て」と「介護の始まり」の狭間で

* 「切れ目のない支援」に必要なものは

- * 時系列での継続性 X 家族それぞれの次元
- * 生活場面での継続性

ペアレント・メンター事業が成り立つ ための条件とは・・・

* 全体的な家族・保護者支援施策が前提。

- * 専門支援職・相談支援職の量的・質的向上が本筋。

* ペアレント・メンターを守れる仕組み

- * フツールの保護者が安心してメンターができる仕組み

* 地域で持続可能な体制づくり

- * 人材の継続的育成のしくみづくり
- * ペアレント・メンターをすることへのメリットを用意する
- * 「公助事業である」という行政の自覚=予算含む

メンターを守れる仕組み・・・

のめり込むことの危険性

- * 「熱心な人」ほどリスクを抱えやすい
 - * 役立ちたいという気持ちが強くでる
→ 相談者の期待とのずれ
 - * 過度な共感(同調)
→ 共依存、メンター自身の精神不調
 - * 過度の関与
→ 私生活への入り込み・家庭崩壊

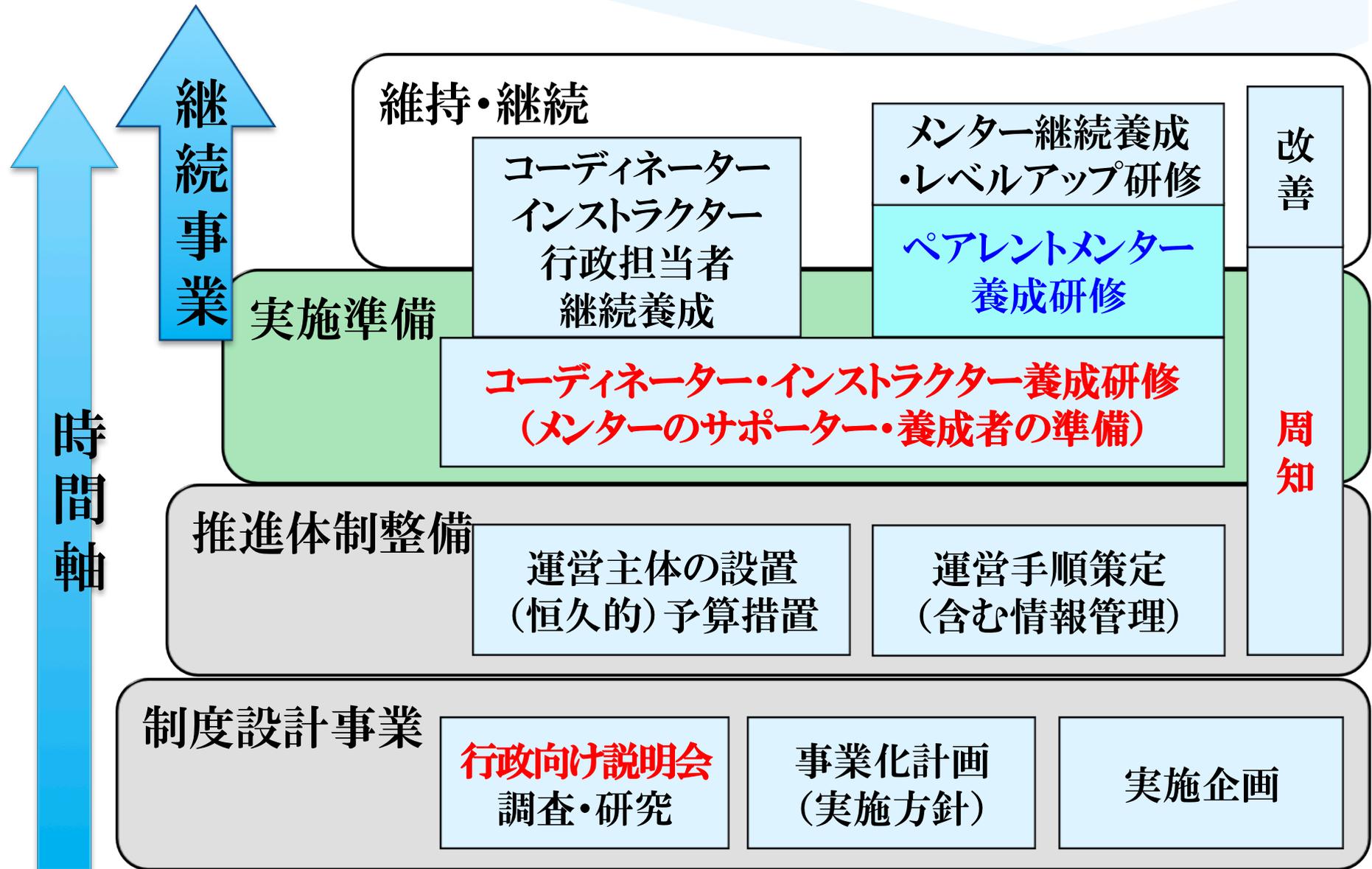
ペアレントメンター事業をとおして 地域の総合的な支援力を高める

- * 支援従事者・支援機関の質の底上げ
 - * 保護者心理に寄り添える行政職・支援職の育成
- * リアルな支援ニーズの把握
 - * 形式的な数字(アンケート)では得られない保護者の「ホンネ」を掴む
- * 地域資源ネットワークの再整備

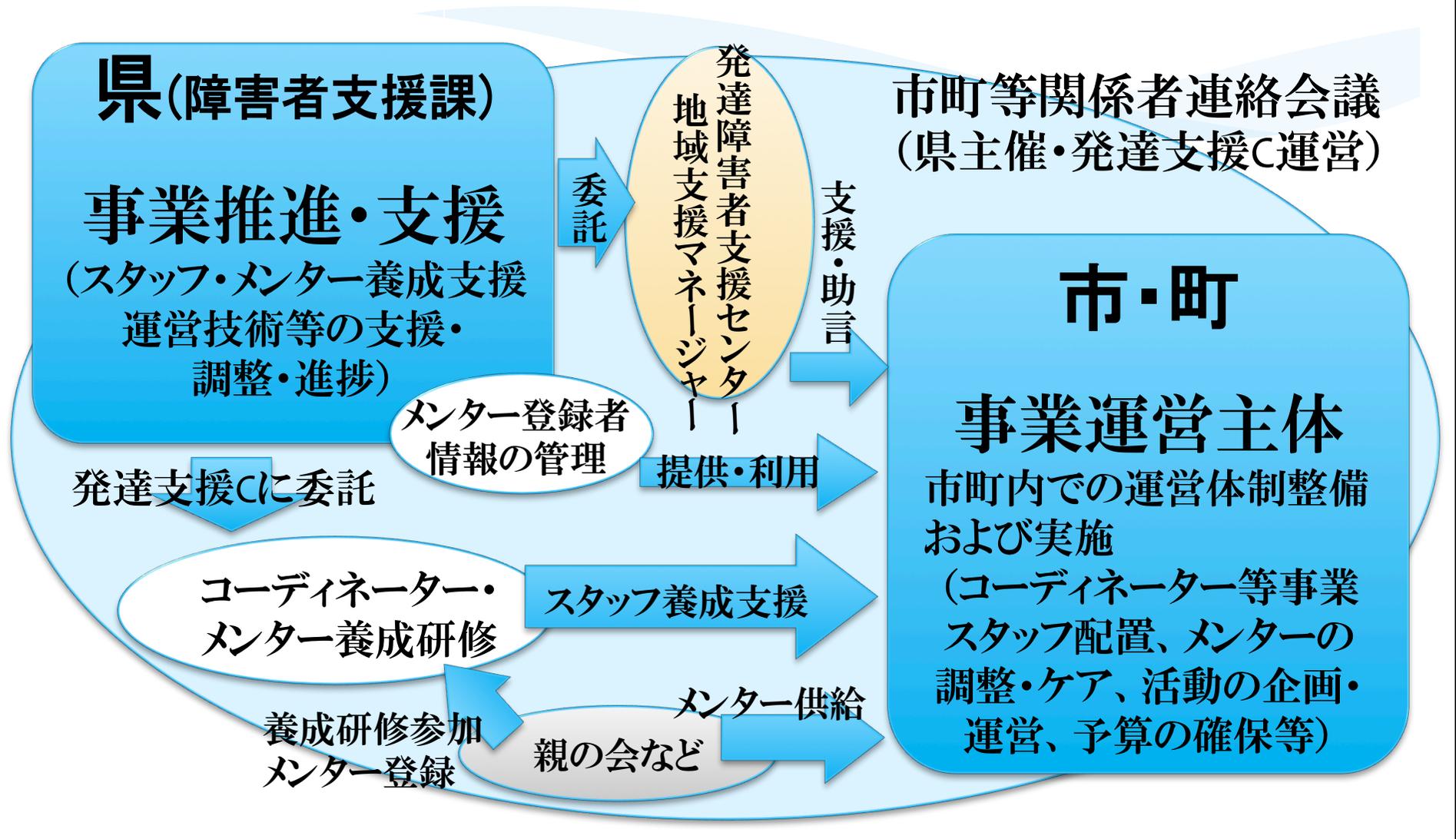
第3編

広島県におけるペアレント・メンター事業の
方向性について

ペアレントメンター事業推進概念図



広島県でのペアレント・メンター事業 (県・市町の役割概念図)



広島県での事業の特徴

- * 市・町が主体となって実施
 - * 地域ニーズ(と実力?)に沿った実施内容
- * スーパーバイザーとしての県
 - * 基本方針と基盤整備、事業進捗、総合調整
 - * 市町へのアドバイス
 - ⇒発達障害者支援C(地域支援Mgr)
- * 県単位での人材養成
 - * 市町単位ではメンター等の確保が困難
 - * メンター登録者情報の管理と市町への提供

共通ルールの設定

- * 活動主体である保護者が、
「安心して気持ちよく」、メンターを引き受けられるよう、一定の枠組みを設定する。
 - * メンター養成研修の修了を必須とする。
 - * 受講者にはメンターとしての登録を依頼する。(任意)
登録者情報は県が管理し、実施市町等に提供する。
 - * 当面はグループ相談とし、個別相談には従事させない。
 - * 実施市町はメンターおよびその親の会との連携を図る。
 - * 関係者連絡会議の開催

県内で活動するペアレントメンターの要件

- * 子(家族)が発達障害の診断を受けていること
- * 広島県で活動するペアレントメンターは、県単位で実施(委託を含む)する養成研修を修了した希望者で、県にペアレントメンターとして活動することを登録した者とする。
- * 研修受講者は、親の会*及び市町からの推薦とする(公開募集しない) (*県、市町がその活動実態を認めているもの)
- * メンター登録者情報は県の管理とする。
- * メンター事業を実施する市町は、登録者名簿*を見て、メンターに依頼する

(*活動可能な地域、事業等を記述)

ペアレントメンターが活動する事業

- * 市町が実施する事業
 - * 発達障害者支援センター、市町の相談センター等の実施事業も含む
- * 当面はグループ相談(集団事業)のみ
 - * 乳幼児検診後のフォローアップ教室等
 - * 障害児に限定しない場合は、メンターであることを示さずに活動するケースもあり得る。
- * 旅費等について、市町等の事業主体が支給する

市町の事業実施体制

- * ペアレントメンター事業コーディネーターを設置する
- * コーディネーターの役割
 - * 事業がペアレントメンターの活動として適切なものとなるよう企画および関係者との調整をおこなう。【事業企画・運営】
 - * クライアントのニーズ・状況とメンターの力量等を的確に把握し、適切なマッチングをおこなう。【ニーズマッチング】
 - * メンター(保護者)のフォローおよびケアが確実におこなわれるよう監視、調整あるいは実施をおこなう。【ケア】 など
- * 県が実施(委託含む)あるいは認定するコーディネーター養成研修を必修とする。
- * 関係者連絡会議に出席し、関係者との情報共有ならびに連携に努める

県の実施支援体制

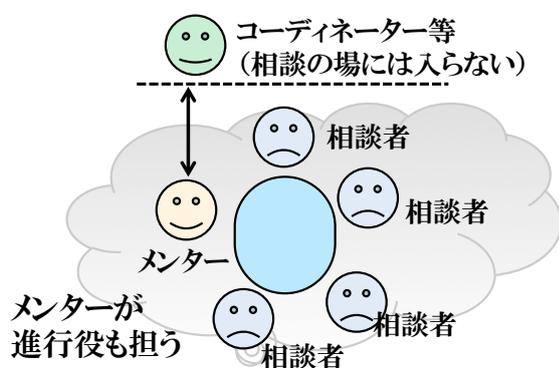
- * ペアレントメンター事業コーディネーター養成研修の実施(事業委託含む)
- * ペアレントメンター養成研修の実施(事業委託含む)
- * 市町等関係者連絡会議の開催(事業委託含む)
- * 各市町への支援ならびに助言等
 - * 地域支援マネージャー(県発達障害者支援センター)による支援等

市町等関係者連絡会議(仮称)

- * 実施状況および課題の確認・進捗等
- * 全県で調整すべき事項の協議
- * 関係者間での情報共有を進め、連携を図る
- * 参加者
 - * 市町(コーディネーター等)
 - * 親の会等(ペアレントメンター)
 - * 発達障害者支援センター(県・広島市)、地域の発達相談機関等
- * 年1回程度開催(事業委託)

活動のバリエーション例 (グループ相談)

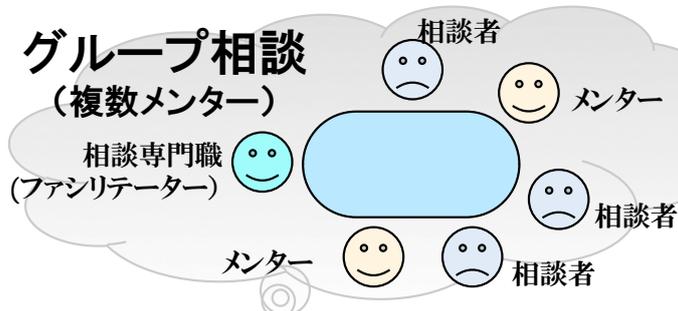
グループ相談(メンター1人)



グループ相談 (コーディネーター同席)



グループ相談 (複数メンター)



様々なバリエーション
相談専門職が入らない場合も。
その場合、メンターの1人が進行役(ファシリテーター)を担う。

ペアレント・メンター養成研修 の一例

- * 1日目「基礎研修・実技」
 - * オリエンテーション
 - * 広島県(〇〇市)のペアレントメンター事業の進め方について
 - * 講義
 - * 相談の技術と基礎知識
 - * ペアレントメンターとは(役割、留意点、心構えなど)
 - * 発達障害についてのおさらい、地域リソース情報提供など
 - * ロールプレイ体験(実技)
- * 2日目「実技」
 - * ロールプレイによる模擬相談
 - * まとめ
 - * フィードバック<振返り・アンケート>・**修了証授与**

ペアレント・メンター事業が成り立つ ための条件とは・・

- * **全体的な家族・保護者支援施策が前提。**
 - * **専門支援職・相談支援職の量的・質的向上が本筋。**
- * **ペアレント・メンターを守れる仕組み**
 - * **フツーの保護者が安心してメンターができる仕組み**
- * **地域で持続可能な体制づくり**
 - * 人材の**継続的育成のしくみ**づくり
 - * **ペアレント・メンターをすることへのメリット**を用意する
 - * 「公助事業である」という**行政の自覚**=予算含む

ペアレントメンター養成講座プログラムの紹介

目的：「ペアレントメンターの役割」や「相談の基礎」の講義を受講し、ペアレントメンターとして活動を始めるにあたっての心構えや留意点を習得する。ロールプレイを繰り返し行うことで、「話を聴く」ことの難しさを体験し、自分の癖や課題に気づき、ペアレントメンターとして活動する際に意識できるようにする。

・相談全般に共通する基本的な知識や技術について。

1日目 「基礎研修・実技」

時間	内容
8:45~9:00	受付
9:00~9:10	オリエンテーション
9:10~10:10	講義 相談の技術と基礎知識
10:10~10:20	休憩
10:20~11:30	講義 ペアレントメンターとは
11:30~12:15	昼食
12:15~13:15	ロールプレイ導入
13:15~13:25	休憩
13:25~15:05	実技 ロールプレイ（受講者：4人1組）
15:05~15:20	休憩
15:20~17:00	実技 ロールプレイ（受講者：4人1組）

・ペアレントメンターの役割や留意点について。
・ペアレントメンターに特化した内容。

・朝早い時間に家を出て養成講座に参加するお母さんたちには、事前にお弁当の注文をとると好評。

ロールプレイの説明と受講者とインストラクター全員でアイスブレイク。初対面の緊張をほぐしてから、ロールプレイへ。

・2日間で4回。
・傾聴に重点。
・ペアレントメンター・相談者・観察者の役割を順番に回しながら、1回ごとにフィードバック。
・インストラクターの間で重点課題などの意識の統一が必要。

2日目 「実技」

時間	内容
8:45~10:25	実技 ロールプレイ（受講者：4人1組）
10:25~10:50	休憩
10:50~12:30	実技 ロールプレイ（受講者：4人1組）
12:30~13:30	昼食
13:30~15:00	まとめ（感想・アンケート・修了証授与）

・長めに設定。
・おやつを準備。（受講者は慣れないロールプレイに疲労困憊）
・インストラクターは休憩ごとに別室でミーティングをし、受講者の様子を情報共有。グループの変更が生じる場合もあるので、グループは毎回直前に発表。受講者同士の相性、受講者とインストラクターの相性など、いろいろ考慮。
・休憩時などロールプレイ以外の場面での受講者の様子は受講者の性格等を知る材料に。

※プログラムが変更になる可能性があります。予めご了承ください。

・「修了証」であることをしっかり伝える。資格認定証と勘違いされないように注意が必要。
・今回の講座を受けて活動できる期限を明記するなど、継続的に研修を受ける必要があるようにする仕組み作りも重要。

メンター養成の前に考えること

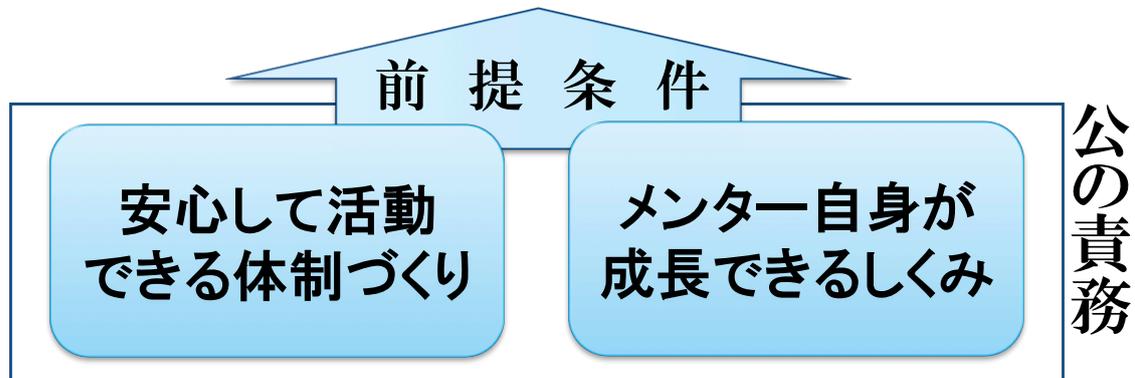
- * 相談・派遣ニーズを具体的に整理する
 - * 誰が、いつ、どのような、どれくらい・・・(5W1H)
 - * ニーズにより、相談形式や派遣形式が決まる
- * 相談・派遣要請をどのように請けるか
 - * 相談機関・支援機関等を経由する例が増えている
- * 運営ルールを明文化し共有する
 - * 多方面の関係者による協働・調整が必須

順風満帆なところはない

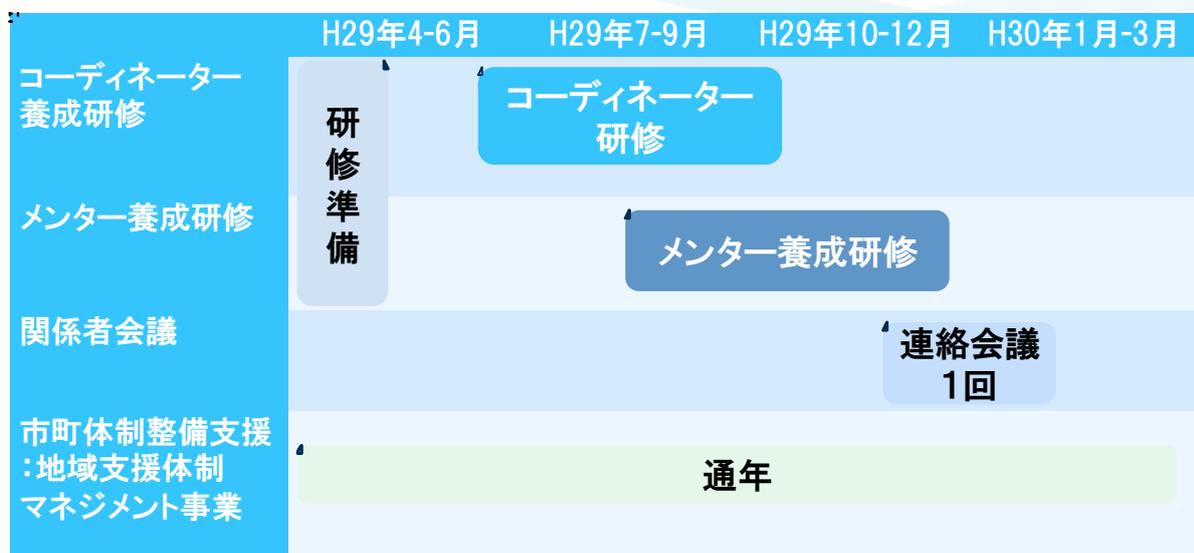
- * 動きながら、仕組みを見直し(PDCA)
 - * 先行地域はリスクを身に染みて理解している
- * 厳密な意味では、
ペアレントメンターと言い難いものもある？
- * 事業の拡大とともに、
親の会(当事者団体)から公的機関へ
 - * カリスマリーダーから、安定的・常態的経営へ

「ムカ」である。

***「親による親支援」だが、
親だけでさせてはならない**



広島県のペアレントメンター事業(H29年度)



※目標:

3年間でペアレントメンター・コーディネーターを全市町に整備する。
平成31年度に事業評価を行い、事業継続について検討・見直しを行う

資料編

広島県ペアレントメンター事業実施要綱（案）

（広島県健康福祉局障害者支援課 H28.11.1 版）

”

参考資料・図書

1 目的

子どもが発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている保護者等に対し、発達障害のある子の親として共感的に傾聴し不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行う「ペアレントメンター※」を活用する事業体制を整備し、市町における発達障害児・者への家族支援体制の充実・強化を図る。

※ペアレントメンターとは：発達障害者の子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言等を行う者。（厚生労働省資料抜粋）

2 事業内容

(1) ペアレントメンター事業推進体制の整備

ア 市町における体制整備の支援

(ア) ペアレントメンター・コーディネーターの設置

ペアレントメンター事業を行う市町は、県が実施（又は県が認定※）するペアレントメンター・コーディネーター養成研修を修了したペアレントメンター・コーディネーター（以下、「コーディネーター」）を設置する。

（※県が認定する研修は、日本自閉症協会や日本ペアレントメンター研究会等が開催するペアレントメンターインストラクター研修等を想定しています。）

コーディネーターが行う役割は、次のとおりとする。

- a ペアレントメンターが活動する事業の企画・運営を行う。
- b ペアレントメンター事業を行う際には、県が市町へ提供するペアレントメンター登録者名簿を見て、ペアレントメンターに依頼する。
- c ペアレントメンターに対して事業の説明を行い、円滑に活動ができるよう連絡・調整する。
- d コーディネーターは、ペアレントメンターが活動を実施した後に、活動状況のヒアリング等を行い、ペアレントメンター及びペアレントメンター事業推進における課題を確認し、必要な改善を図る。
- e コーディネーターは、県が開催する連絡会議に参加し、関係者との情報共有及び連携に努める。

(イ) ペアレントメンターが活動する事業

コーディネーターによるペアレントメンターが活動する事業の企画・運営・調整は、次のとおりとする。

- a ペアレントメンターが活動する事業は、集団を対象とする事業（グループ相談等）とする。
[H29は、市町等が行う集団を対象とする事業で活動する]
- b ペアレントメンターに対する連絡・調整は、コーディネーターが行う。
- c ペアレントメンターが活動するための旅費等※は、活動する事業の実施主体（市町等）が負担する。（※通常の集団事業での活動旅費は、実費支給。研修会講師の場合は、報償費の支給が考えられるため「等」と記載しています）

※ペアレントメンターが活動するための旅費は、地域生活支援事業(国庫補助)の申請が可能です。

- ①自発的活動支援事業:事業内容 ア ピアサポート 又は
- ②障害者相談支援事業:事業内容(4)ピアカウンセリング

(ウ) 家族支援体制への支援

市町の家族支援体制の整備への支援は、次のとおりとする。

a 県発達障害者支援センターの地域支援体制マネジメント事業により、地域支援マネージャーが各市町の家族支援体制の整備等の相談に対応する。 [広島市は市が対応する]

b 県は市町等関係者連絡会議を開催することにより、ペアレントメンター、親の会と市町等関係機関との連携を推進する。

[ペアレントメンターがない市町の場合は、近隣市町のペアレントメンターと連携できる体制を整備する]

イ 市町等関係者連絡会議の開催

発達障害の家族支援体制の充実、強化を図るため、県内のペアレントメンター事業関係者等による情報共有や課題抽出等を行う連絡会議を開催する。

[※平成 29 年度 内容案]

○年 1 回開催。

○参加者：市町（ペアレントメンターコーディネーター等）、

親の会（ペアレントメンター）、

広島市発達障害者支援センター、県発達障害者支援センター 等

○会議内容：各市町の実施状況、ペアレントメンターの活動状況・課題等

※全県で調整すべき事項を協議する

(2) ペアレントメンター・コーディネーター養成研修

ア 目的

発達障害児・者に対する家族支援体制を整備するため、発達障害児・者の保護者への相談対応やペアレントメンター事業等の家族支援事業の企画・運営を行うペアレントメンター・コーディネーターを養成する。

イ 対象者（対象者は、主には市町職員）

養成研修の対象者は、次の(ア)、(イ)の全てを満たす者とする。

(ア) 対象者は、市町等※において発達障害児・者及びその家族の支援を行う者。

(イ) ペアレントメンター・コーディネーター養成研修を修了した後、家族支援関係事業の企画・運営等を中心的に担う者。

ウ 研修内容

研修内容は、ペアレントメンター・コーディネーターとして発達障害の家族支援を行うための必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、詳細は別に定める。

エ 受講費用

受講料は無料とし、交通費は受講者の負担とする。

(3) ペアレントメンター養成研修

ア 目的

発達障害のある子どもの保護者が養育経験を活かし、発達障害（又は可能性のある）子どもを育てている保護者に対して、子育ての不安や悩みに寄り添うことや情報提供等を行うペアレントメンターを養成する。

イ 対象者

養成研修の対象者は、次の(ア)～(エ)を全て満たす者とする。

- (ア) 発達障害のある子ども（診断を受けている者）を育てている（又は育児経験のある）保護者とする。
- (イ) 親の会又は市町から推薦があった者とする。
- (ウ) 発達障害のある子どもの親の会又は市町事業等で活動経験がある者とする。
[養成研修受講者の募集は公開とせず、親の会や市町等へ個別に送付する]
- (エ) 市町等が行うペアレントメンター事業で活動が可能な人とする。

ウ 研修内容

研修プログラムは、ペアレントメンターとして活動を行うための必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、詳細は別に定める。

エ 受講費用

受講料は無料とし、交通費は受講者の負担とする。

(研修を受講するための旅費は、受講者本人が負担する)

オ 認定登録

- (ア) ペアレントメンター養成研修の修了者に対しては、研修受講終了時にペアレントメンターとして活動する意思を確認する。
- (イ) 前項(ア)で活動する意思を表明した者は、活動地域、市町と発達障害者支援センターへのペアレントメンター登録者名簿の情報提供の了解、個人情報保護の規定等を確認して、県の名簿に登録する。
[確認事項の例：居住地市町外の活動地域、活動できる事業等]

カ ペアレントメンターの活動

ペアレントメンターの活動は、次のとおりとする。

- (ア) ペアレントメンターの活動は、市町等が開催する集団を対象とする事業（グループ相談等）とする。
[事業例：乳幼児健診後のフォローアップ教室の保護者のグループ相談、発達障害の疑いがある子どもを育てている保護者の相談会、保育園の保護者の会]
(※目的には、「発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている親」と記載していますが、発達障害の診断前(発達の遅れ等疑いがある)の子どもの親を対象にした事業でメンターが活動している県もあります)
- (イ) ペアレントメンターは、市町等のペアレントメンター・コーディネーターが依頼した事業において活動する。
[ペアレントメンターが、独自で事業は行わないこととする。]
- (ウ) ペアレントメンターが事業で活動する際の旅費等は、市町等の事業の実施主体が支給する。
- (エ) ペアレントメンターは、本事業により知り得た個人情報は他者に伝えてはならない。

キ ペアレントメンターのフォロー体制等

ペアレントメンターのフォロー体制は、次のとおりとする。

- (ア) 市町は、ペアレントメンターが所属する親の会やペアレントメンターと連携を図る。
- (イ) ペアレントメンター・コーディネーターは、活動後のペアレントメンターのフォローを行う。
- (ウ) 県は連絡会議を開催することにより、ペアレントメンター、親の会と市町等関係機関との連携を推進する。

【平成29年度以降の体制整備等 案】※H28.11.1 時点

1 事業実施体制

○ 役割分担（案）

機関	市町	親の会
担当	・ペアレントメンターが活動する事業の運営主体	・ペアレントメンター
取組内容	・事業スタッフ (コーディネーター養成研修を受講等) ・メンターの調整, 活動後のフォローを実施 ・メンターが活動する事業の企画, 運営・調整 ・予算の確保	ペアレントメンター事業の協力 (養成研修受講者の推薦, 養成研修への協力等)

機関	県発達障害者支援センター	県
担当	・市町支援 ・養成研修	事業推進・支援
取組内容	・地域支援体制マネジメント事業による市町への支援 ・市町等関係者連絡会議の開催 (※) ・ペアレントメンター養成研修 (※) ・ペアレントメンターコーディネーター養成研修 (※) ※予定	・事業の予算化・委託 ① コーディネーター養成研修 ② メンター養成研修 ③ 市町等関係者連絡会議 ・その他体制整備に関する取組 (協議, 調整等) ・ペアレントメンター登録者名簿の管理

2 平成29年度の計画

	H29年4-6月	H29年7-9月	H29年10-12月	H30年1月-3月
コーディネーター養成研修	研修準備	コーディネーター研修		
メンター養成研修			メンター養成研修	
関係者会議				連絡会議1回
市町体制整備支援 : 地域支援体制 マネジメント事業	通年			

※目標：3年間でペアレントメンター・コーディネーターを全市町に整備する。

平成31年度に事業評価を行い, 事業継続について検討・見直しを行う。

他地域の事例：

実施主体：直営・準直営がほとんど 「公助」活動という位置づけ

平成27年度 愛媛県の調査より

メンター養成事業の主体		派遣・相談事業の主体	
都道府県の直営	8	都道府県の直営	5
発達障害者支援C	14	発達障害者支援C	8
その他(NPO、市町など)	5	その他(NPO、市町など)	7

親の会(当事者団体)が主体の例は稀である

- ・成功例として取り上げられ、「親の会の関わり」が強調されることが多かった
- ・「メンター養成」と「メンター派遣事業」の違い

活動がそれなりに継続しているところ の特徴は？

- * 献身的な専門家が存在している
- * 元々から、関係者・関係機関の繋がりが強い
- * 行政がしっかりと関与している
 - * 事業委託であっても、「丸投げ」ではない
 - * 予算をしっかりと確保している
- * 専門職によるフォローができている

参考資料

○全国的にペアレントメンター事業の推進をおこなっている団体

《一般社団法人日本自閉症協会》

2005～ ペアレントメンター養成事業開始

ペアレントメンターだけを養成しても活用されていない実態から、「行政説明会(年1回)」「インストラクター養成研修会(年2回)」等の実施をとおして、それぞれの地域実情に応じたペアレントメンター事業の展開を促している。

■日本自閉症協会インストラクター研修参加状況■

	H28/10開催(東京)			H27/10開催(東京)		
	機関数	人数		機関数	人数	
発達障害支援センター	7	9	島根東、愛媛等	10	14	札幌、沖縄等
道府県				1	1	千葉県健康福祉C
市	6	6	高崎、太田、平塚等	6	9	取手、川口、南魚沼等
町・村	1	1	静岡県長泉町	3	3	群馬県嬉野村等
区(東京都)				2	2	江戸川区、荒川区
その他				1	1	ペアレントメンター香川
	14	16		23	30	

《特定非営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会》

2011 設立(2014 法人化)

各地におけるペアレント・メンター研修養成研修の開催把握および、養成研修後の活動の実態把握、ペアレント・メンター活動の推進、地域におけるペアレント・メンター活動の立ち上げ推進を目指している。

○参考図書

自閉症の子どもを持つ親のためのペアレントメンター・ハンドブック

(ASDヴィレッジ出版 2009/7) アン・パーマー、服巻 智子、江口 寧子 著

ペアレント・メンター入門講座～発達障害の子どもをもつ親が行なう親支援

(学苑社 2011/10) 井上雅彦、吉川徹、日詰正文、加藤香 著

ペアレント・メンター活動ハンドブック～親と地域でつながる支援

(学苑社 2014/2) 日本ペアレント・メンター研究会ほか 著

発達障害の子を育てる親の気持ちと向き合う(ハンディシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ)

(金子書房 2017/1) 中川 信子 著、柘植 雅義 監修

発達障害の早期発見・早期療育・親支援(ハンディシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ)

(金子書房 2016/2) 本田 秀夫 著、柘植 雅義 監修

ペアレントメンター事業ハンドブック (社団法人日本自閉症協会 2013/3)

本報告書は広島県（担当：健康福祉局障害者支援課）との平成28年度
広島県ペアレントメンター事業委託契約のもとに実施した説明会の内容
をもとに、下記発行者の責により制作したものです。

発行日：平成29年3月15日

発行者：特定非営利活動法人広島自閉症協会

責任者：小野塚 剛（広島自閉症協会理事長）

©2017 特定非営利活動法人広島自閉症協会